# 韓国放送・通信融合サービス普及促進のための 法制度の改善

李 倫 娜

#### I. はじめに

今日の情報通信技術(Information Technology)の発達、特に、デジタル・テクノロジーの発展と 普及は、放送網や通信網を通じたコンテンツの区別を無意味にすることで、放送と通信という領域間 の境界を崩している。この現象は、ともに「領域の崩壊」と呼ばれることがある。

放送・通信の「領域の崩壊」の時代において、関連省庁や関連業界は、あいまいな領域間の境界線を自己に有利にするために、関連領域の利害抗争を行っている。また、各種の技術的要因や市場要因より、政策目標や規制状況が区々であることも、既存の産業界と既得権層の反発などを生み、実際に放送・通信の融合が完成するには、相当の期間がかかるものと予想されている。

このような状況のなかで韓国では、放送・通信の融合について、複数の次元の議論が進められてきた。ただ1999年の統合放送法の制定時までは、放送と通信の融合現象を法的側面だけで、分散型の放送法制を単に統合するのにとどまっている。その結果、実質的な面では、何の成果も導き出すことができず、情報通信部と放送委員会との間における業務の所管の論争と、当該分野の政策の遅れという問題は、なお残されたままになった。

このような過程で、放送・通信の融合領域で新たな事業を推進しようとしていた企業は、新規事業からのリスクと政策的な不確実性により、事業の力量を適切に発揮できずにいる。そして、融合領域の新たな事業の展開とこれに伴う新たな融合サービスの導入の時間的な遅滞は、国家的なデジタル放送映像コンテンツ産業の発展を阻害するとともに、利用者も格安料金で便利なサービスを利用することができないなど、放送・通信の融合から得られると予想されたさまざまな利益を手にいれられない状況にある。

これまで数次にわたる放送法改正と新しい放送・通信融合サービスに関する法(インターネットマルチメディア放送事業法・2008年1月17日制定)及び放送通信発展のための法(放送通信発展基本法・2010年3月22日制定)が制定されたにもかかわらず、放送と通信間の規制原理及び法制上の規制基準が異なっていることなどを理由とする混乱と批判が発生している。

このような状況で、本稿は、放送・通信融合サービスの普及促進のために韓国でとられている法制 度の改善について研究しようとするものである。

#### Ⅱ. 放送・通信融合の概念及び類型

情報通信の核心を構成する通信領域と放送領域は、その技術的差異及び保護法益の違いを理由として従来までは厳格に分離して規律されてきた。すなわち通信は当事者間で双方向に交換されるので、

その内容が当事者以外の者に公開されないこと(通信内容の秘密保護)を原則とするが、放送は特定の送信者と多数の受信者間に一方向的に行われるので、公共性・社会的影響力・周波数の稀少性などを根拠とする発信内容の規制が正当化されてきたのである。概して放送と通信の融合というのは、情報通信技術の発達とサービスの開発、規制の緩和及び経済的活性化などによって、既存の通信と放送の境界が崩れている現象を指称するものとして理解されている。」

一般的にこのような放送・通信の融合は、次のように三つの側面から捉えることができる。2

第一、サービスの融合(convergence of service provision)。これは、放送サービスと通信サービスの仕分けが不確かになったことを意味するものである。通信領域では不特定多数を対象にする一方向のサービスが、放送領域では特定人を対象とする双方向のサービスが登場している。これは既存のサービスを他の網を通じて送るサービス、既存のサービスを新しい方法で行うサービス、放送と通信を区分している既存の基準を適用しにくい、いわば中間領域のサービスの発生をもたらしている。

第二、ネットワークの融合(convergence of networks)。これは、放送網と通信網の仕分けが徐々に不確かになることを意味している。放送と通信それぞれが、自分の放送網と通信網を利用するだけではなく、相手の放送網と通信網を通して送信されるようになったのである。これは今日有・無線通信技術の発展によって放送網及び通信網の幅が広くなったこと、上・下向での情報技術の発展によって多くのサービスを同時に同一網で処理することができるようになったこと、ネットワークを通じて伝達する音声・映像・データなどの情報が急速にデジタル化されたことなどによりもたらされた。

第三、企業の融合(convergence of corporate organizations)。これは、放送事業者と通信事業者の区分けが不明確になったことを意味している。放送事業者が通信事業に、通信事業者が放送事業に進出することで、例えば放送事業者と通信事業者が提携、合併などを通じて両事業を兼ねたり、一分野の事業に携わっていた事業者が違う分野の事業に進出することなどが起こっている。

#### Ⅲ、現行の放送・通信融合サービスの関連制度及び問題点

情報通信技術の発展は、通信と放送の領域区分けが難しい新形態の多様な情報サービスを登場させた。このような新しい類型の情報サービスの登場は、放送・通信サービスの融合だけではなく、サービスを提供するネットワークの融合とメディア事業者間の兼営・兼業を促進している。既存の放送と通信の急速な領域崩壊は、放送または通信に区分しにくい融合サービス及び中間領域サービスなどを登場させているのである。そして比較的厳格に区分けされていた放送事業者と通信事業者たちの事業領域も、この崩壊現象にさらされている。

このような状況の下で放送・通信の融合に伴い新たに登場もしくは生成された中間領域サービスを どのように規律すべきかという法制度的問題が議論されてきている。

# 1. 放送と通信の区別基準及び規制法理

放送事業は、放送許可制度の特殊性、すなわち放送事業者免許制と無線局開設許可制の分離体制によって、放送法、電波法、有線放送事業及び伝送網事業の許可及び登録などに関する規則の規律を受けている。これに対して通信法体係は、通信・放送情報を包括する情報通信産業の基本法である情報化促進基本法((現)国家情報化基本法・2009年5月22日全部改正)を中心に、電気通信分野の基本法的性格を持つ電気通信基本法、電気通信事業法、電波法、通信秘密保護法、情報通信網利用促進及

び情報保護などに関する法律などによって、基本的事項と事業者規律、ネットワーク利用と情報保護などの多様な規律を受けている。特に、これらの規制は送信内容の秘密保護と普遍的サービスの提供、ネットワークとサービスに対する二重的な進入規制及び料金規制、公正競争促進などをその主限においた規則である。

ところでこのような放送法と通信関連法は、通信及び放送の概念を、それらの伝統的形体を前提に 規定しているので、新しく出現している放送・通信融合サービスを念頭におく関連条項がない状況で ある。現行放送法及び通信関連法は、放送・通信融合に対処する法令規定を整備していないのである。 これらの融合サービスに対しては、どのような法令を適用するのかによって規制の程度が変わりうる ので、適用条項の選定は、サービスの活性化に大きな影響を及ぼすと予想される。

# 2. 放送・通信融合サービスに対する制度的整備

放送は、伝統的に不特定多数に一方的に伝達する媒体的特性をもつので、共益的側面で厳格な規制の対象になっている。一方、通信は、主体相互間に両方向的に送受信される媒体的特性をもつので、通信の秘密保護と普遍的サービスの提供の側面を重視する規制がなされてきた。しかし、デジタル化による双方向 TV³、インターネット TV¹の登場によって、双方向的サービスが可能になった。これと共に徐々に特定加入者を対象にする有料放送が普及しており、既存の不特定多数に対する一方向的送信という放送概念の新しい定義と規制根拠の再確立が求められている。

#### 3. 規制及び政策決定機関の分離

現在韓国では、法令の未整備とともに、いわゆる主務機関の分離が、放送・通信融合過程に現実的 に大きな問題点をなげかけていると認識されている。

例えば、インターネット放送に対する内容規制の場面で、(旧)放送委員会と(旧)情報通信倫理委員会など関連機関間の役割分担の不備を根拠として、事実上等しいサービスであるインターネット放送に対する内容規制が、(旧)放送委員会(放送法は放送委員会に対して放送関連事業者が行うインターネット放送に対してのみ審議するように制限的に規定する。) 5と (旧)情報通信倫理委員会(放送関連事業者以外にインターネット放送を開設した場合には放送委員会の審議対象にならない。)で、別に規制されている。このような規制手法は、同一の規制対象を合理的理由なく差別化し、不整合な規制が適用しやすいとの非難をあびた。

2008年になり、放送通信の融合に能動的に対応するために(旧)放送委員会と(旧)情報通信部の主要機能を統合して放送通信委員会が創設されたが、相変らずこのようなインターネットサービスをどのように規制しなければならないのかに対する論議は、これを放送とすべきかそれとも通信とすべきかの判断において、確立した見解を得られていない。インターネットサービスは通信網を利用して放送と類似のコンテンツを送るなど放送と通信を厳格に区分しにくい多様な境界領域サービスを提供しているので、ここでは、インターネットサービスの規制対象の範囲などインターネット放送に対する正確な判断が必要になるであろう。

#### Ⅳ. 放送・通信融合サービスによる法制度改善方向

# 1. 改善方案6

世界的にデジタル技術の導入による放送・通信の融合現象が加速化されていることにより、各国は、放送・通信規制監督機構を統合整備する一方、放送・通信法の制定及び融合サービスに対する法的概念の規定など法制整備を、現在強力に推進してきている。また韓国でも、インターネット放送とデータ放送などの融合サービスに対する関心の高まりをうけ、デジタル化と融合サービスの登場による放送法及び関係法の整備方針などが、懸案事項とされている。

本節では、通信及び放送関係法の体系的調整方針と、中間領域サービスに対する規制問題及び規制 装置に関する問題について、若干の検討を行う。

# (1) 放送・通信関係法の体系調整

急速なデジタル化によって既存網・超高速網・地上波放送網・衛星放送網・総合有線放送網などのすべての情報送信網間の統合が進み、放送・通信端末機及び放送通信事業者の融合が現実すれば、今の放送・通信関係法の体系は、今後その正当性を確保しにくいだろう。したがって窮極的には、放送・通信関係法の体系は統合され一つになることが望ましいと思われる。

ただ、現実的に現在放送・通信事業を規律している多様な法制度と法秩序がお互いに異なる規制体系に即していることを考慮すると、放送・通信関係法体系の円滑な統合のために放送及び通信事業に対する規制体系を整備した後、放送・通信関係法の統合をはかるのが効率的だろう。このような観点で短期的には現行制度と並行して放送・通信関係法の分離体系を維持するが、新たに登場している中間領域サービスの規制方針を模索するなかで、長期的には放送事業と通信事業に対する規制体系の統一化をはかるのが望ましいと思われる。

#### (2) 放送・通信融合サービスの規制政策の方向性

放送・通信というメディアが融合されたことで、いわゆる中間領域が登場している。そこでこの領域におけるサービスをどのように規制するか、またこの領域における法政策をどのように方向づけるか、という問題がある。この問題を解決するためには、次の二つの検討が必要であろう。

第一に、放送・通信融合によって多様に登場している中間領域サービスの性格をどのように把握するかという点。これは、伝統的な放送・通信と中間領域サービスの関係を究明する作業でもある。統合放送法の制定とともに、総合有線放送・有料衛星放送などのような限定性をもつ放送はもはや放送の概念に包摂されているので、現在中間領域サービスの規制と係わって問題になっているサービスは、公開性をもっている通信の領域だといえる。公開性を持つ通信はどのように分類され、どう規律されるべきかという問題がここに生じる。これを究明するためには、まず伝統的な通信概念と公開性をもっている通信概念の定立が必要になる。

公開性をもっている通信サービスの基本的な規制基準は、次のように整理することができる。中間 領域サービスを含んだ電気通信は本来の放送を包括する広義の通信概念と理解することができる。た だ、このような情報サービスの中で特に社会的影響力が強いサービスに対しては、放送の領域に位置 づけて、放送法の厳格な放送プログラム規制を行うべきであろう。放送の領域にある情報サービスに 対しても、その情報の社会的影響力の強さによって、放送規制の程度に差異をもたせて適用する。通 信の領域にあるサービスは放送・通信融合による古典的な意味での通信の秘密法理に再検討をもたらすものである。今後この法理の適用は、情報サービスの中でも特に純粋な秘密通知性をもつサービスに限定されざるをえないであろう。

このような観点から放送・通信融合時代の放送・通信サービスを、放送の多様性と公益性が同時に 適用される放送(公開性をもつ通信)と情報の秘密保護対象とになる通信に区分して、その規律の差 別化をはかることも一つの方法であると思われる。

第二に、中間領域サービス規制を立法的に解決する手法はどうであろうか。中間領域サービスの性格究明と係わって、現行放送・通信関係法の体系を維持する限り、放送・通信の融合は、有・無線の区別なしに通信事業者が提供する放送の形態が最も多様な形態として現われてくると考えられる。したがって、このような中間領域サービスの規制が早急に検討されるべき問題として顕在化している。

このような観点から通信事業者が提供する放送サービスに対する規制法令の制定が必要になろう。 そこにおいては、電気通信事業者が提供する放送類似サービスの意義を明確に規定した後、同時に同 サービスの健全な発展と受信者保護のために加入条件の緩和(登録制)と役務提供条件の緩和(申告 制)、技術基準の適合義務及び放送プログラムの内容規制などが検討されなければならないだろう。

# (3) 放送・通信規制機構の整備

情報通信政策に関する管轄部署の立場の違いで、デジタル化及び中間領域サービスによる地上波デジタル放送の送信方式決定、中間領域サービスに対する内容規制等が違うというような、放送通信事業に関する問題が申し立てられている。

特に、デジタルデータ放送は、送信される放送プログラムと係わる付加情報サービス、放送プログラムと無関係な気象・交通・証券情報などの文字映像情報サービス、インターネット接続サービスなどの双方向サービスが多様に提供される。そこでこのような双方向サービスの登場は、放送事業者と通信事業者の融合を加速化させ、事業者とサービスに対する適用法令や管轄部署間の権限争いを増幅させている。7

このような問題の解消のためには、次のような二つの方法が考えられる。その一つは、放送・通信に関する規制権限をもつ規制機構を単一化する方法である。これは、放送改革委員会が統合放送法を制定した当時、(旧)放送委員会と(旧)情報通信部が協議して、関連法規及び制度を整備しつつ・2001年7月に放送通信委員会の新設が提案されたことと一致する。もう一つは、現行の放送・通信規制機構の機能を再調整する方法である。デジタル圧縮技術の発展による放送通信の融合と多様な中間領域サービスの登場を考慮すると、窮極的には前者の方法が望ましいと思われる。\*

これに関しては、放送・通信に関する政策決定権限、放送通信の内容規制権限及び放送通信に関する反競争規制権限についての役割分担として論議することができる。これについては、第一に、放送・通信規制機構の整備法案では、放送通信委員会と文化体育観光部機能の調整が要求される。

第二に、放送・通信の内容規制権限の調整法案に多くの審議機構を経ることによる、非市場的要素 と国際法上の規範、秩序遵守といった放送・通信に関する内容規制権限を一元化させることが検討さ れる必要がある。

第三に、放送・通信に関する反競争規制権限を調整する法案では、現在放送市場と通信市場で反競争的規制に対して放送通信委員会と公正取引委員会の機能が重複する側面があるので、これに対する

調整が必要である。

#### 2. 改正法案

放送と通信の政策及び規制は、単一の機構による、統合された法規制によるのが一番理想的な改善法案になると思われる。ただ、そうするには、韓国の現情から、段階的な手続きが必要になるというのも、放送・通信融合サービス事業が増加したことによる法改正と新しい法の制定が必要なこととは異なる政策目標及び規制条件、さらには既存産業界と既得権側の反発など、融合サービス発展に障害要因となるものが多々あるからである。このままでは、通信と放送の規制機構を完全に統合し新しい法を制定することはできないと思われる。しかし、もはや海外主要国は、放送・通信融合に対応して供給側面で整備を推進している状況である。。さらに日本の場合には、「電気通信役務利用放送法」で通信と放送すべての分野に利用することができる伝送路共用化が進行している。 のまた、通信事業者と放送事業者間の競争に備えた対応、新規サービスに対する政策的方針の樹立、そしてこれらを規制する規制機構の整備など早急に解決されることが望ましい諸問題が山積しているので、韓国もこのような流れに合わせて現情に相応しい対応策が必要である。現行通信関連法と放送関連法をそのまま維持しながら、放送通信融合サービス普及促進に資する法制度を整備することが重要な課題となろう。

# (1) 付加通信役務に当たる放送・通信融合サービスの普及促進のための改正

放送・通信融合サービスの区分けを明確にして、重複規制が発生しないようにするのが重要であるが、①インターネット放送を放送として規定する場合には規制重複が発生する。そうなると、同一対象に対する規制体系に差が出るので、規制に一貫性が失われ、政府に対する不信原因をもたらす恐れがある。②IP-TV が提供する放送プログラムは、放送法のテレビ放送にも当たるので規制の重複が発生する。放送通信委員会は、IP-TV を別定放送事業と見做して放送法改正を通じた規制が必要だという立場だが、KT などIP-TV 事業者たちは、放送通信委員会の規制が SO の超高速インターネットサービスとの公平性問題を引き起こすという立場をとっている。③送信媒体が通信または放送のいずれに属しているのかを決めるコンテンツ関連規制原則がない状態でサービスはすでに実施されているため、規制管轄権が不明な状態である。放送通信委員会は VOD サービスを放送領域と見做して、放送法改正を通じた規制が必要であるという立場にあるが、規制の重複発生が憂慮されている。④移動電話放送サービスにおいて伝送網は既存の通信網であるが、コンテンツ関連規制原則がないので規制管轄権が不明確な状態である。この点については、放送プログラムの送信であることを根拠に、仮に放送法でテレビ放送として規定すれば、規制の重複が発生する。また、放送プログラムの選択的利用時にも、VOD 事例のように放送分類を推進するならば、規制の衝突が発生する。

したがって、電気通信事業法の付加通信役務に、放送・通信融合事業(インターネット放送、IP-TV、VOD、移動電話放送サービス)も包摂させる方向での改正が求められる。"

#### (2) データ放送に当たる放送・通信融合サービスの普及促進のための改正

実質的な双方向性が実現されておらず、また通信網を利用しない放送法上でのデータ放送は、放送・通信融合サービスとは見られない。なぜなら、単純に情報を振り撒く意味での既存放送の概念と差がないからである(電波法上データ放送の定義は、無線周波数を利用した連動型、独立型の双方を

包括するものと判断される。)。『しかし、改正された放送法においてデータ放送についてその独立型まで包括するように拡大解釈するならば、すべてのデータ放送は放送役務に分類されることになり、 規制の重複が発生する。放送法で連動型なのか、独立型なのかの明確な区分けが必要となる。

私見では、電波法施行令でデータ放送は無線周波数を利用した連動型、独立型サービスを包括すると規定して<sup>13</sup>、放送法上データ放送は連動型サービスに限定すると解釈する<sup>14</sup> ことが適切であると思われる。

# (3) DMC に当たる放送・通信融合サービスの普及促進のための改正

放送通信委員会は、通信網を通じてマルチメディアコンテンツ送信、VoIP など多様な付加サービスを提供する通信役務を、電気通信事業法で規制するとしている。したがって、基幹通信役務である VoIP または超高速インターネット接続を代行する場合、DMC は、電気通信回線設備にあたりながら、基幹通信事業者としての許可を得なければならないことになる。基幹通信役務を提供しない場合に対しては、事業者としての地位に関する困難な問題が存在することになる。

放送通信委員会は、DMC事業は放送プログラムのデジタル変換、双方向サービスなどを SO に提供するので、放送領域と見做して、放送法改正を通じての規制が必要だという立場をとっている。また、DMC事業者は、サービス初期には市場活性化のために放送法の改正を通じて追加的な規制を行うことが必要だという立場でもある。

ここでは改正の基本に、通信法はネットワークに対する規制を、放送法はコンテンツに対する規制に焦点を合わせるべきであると思われる。その場合には、放送法上転送網事業というのは、放送プログラムを総合有線放送局から視聴者に送るために、有・無線転送・線路設備を設置・運営する事業として、電気通信事業法の基幹通信事業に準ずる規制を設けることにすると同時に、放送法で転送網事業をしようとする者は、放送通信委員会に登録するようにする方法があると思われる。

#### V. 結論

大韓民国憲法第127条第1項は「国家は科学技術の革新と情報及び人力の開発を通じて国民経済の発展に努力しなければならない」と規定して、科学技術に関する国家的貨務を宣明している。また、これを具体化するために「科学技術発展のための基盤を造成して科学技術を革新して国家競争力を強化することで国民経済の発展をはかって、ひいては国民の生活の質向上と人類社会の発展に貢献」することを目的とする科学技術基本法を制定・施行している。このような憲法の規定などは、科学技術に対する韓国の基本的立場を把握することができる指標として認識されている。

国内外を問わず科学技術の発達によって放送と通信の結合に依拠する新しい形態の融合サービスが 活発に進行されている。ここにおいてこれを規律する適切な法制が用意され施行されなければならな いことは、事の必然でもある。

新しい放送・通信融合サービスの登場による急速度に変わって行く放送・通信網の複合化によって、現行放送法及び電波法、電気通信事業法など関連諸法の整備にともない、社会的合意に基づく統合規制モデルの確立が、喫緊な課題となっている。しかし、放送通信委員会と文化体育観光部など関連部署では、協議窓口を稼動させて総合的な政策方針を用意しているというものの、いわゆる「部署利己主義」のせいか、積極的な合意形成とまではいかずに、放送と通信間の規制原理及び法制上の規制基

準が異なっていることを原因とする、混乱と反発をもたらしているのが実情である。

特に、対象を特定してその特定された相互間にコミュニケーションを媒介する通信と不特定多数を対象に一貫した情報を伝達する放送は、そのそれぞれの特性が区分け可能であるがゆえに規律体系も区々にすることが不合理であるとは思われない。しかし、伝統的な区分け方式によっては包摂されることがない新しい融合サービスの登場によって、放送と通信に二元化してお互いに違う法制を制定・適用する場合は、同一規範内で又はお互いに異なる規範間で、その規範の構造や内容において相互配置されることになり、そこには矛盾してはならないという体系整合性原理がはたらくことになる。これは放送・通信融合下における法規制にとって、大きな難問となっている。

韓国は1995年から広域帯インターネット網を設置し始め、世界最高のIT 強国のひとつに加わることができた。それから現在に至るまで新しい融合サービスの登場とそれに対する法制の準備、特に放送通信関連法を整備することに多くの努力を傾けてきた。しかし、その進歩状況はといえば、あまりにも遅々としたものがある。現在も早い速度で発達するデジタル技術とサービスに、放送・通信法制度改正が速度を適合せることには、多少の無理があるのかもしれない。韓国ではこれまでの法制制定のための努力と試行錯誤などを考慮して、今年開催された G20をきっかけとして、メディア法を完備する政策を加速度的に進めていかなければならないだろう。

- 5 放送法第32条,同法施行令第21条第1項及び第2項.
- 6 이명호, 서무정, pp.188.
- 7 김동욱 , 통신·방송위원회 성격과 조직에 관한 탐색 , 방송21, 방송위원회 , 2001.4, pp.56.
- 8 放送通信委員会は2008年に設置された。
- 9 방송위원회, 방송법개정법률안 설명자료, 방송위원회 법제부, 2003, pp.53.
- 10 하나로통신, Telecom TODAY, 제58호, 2003.3, pp.23.
- 11 電気通信事業第5条(電気通信事業の区分など)第4項の但書条項で添付要求される。
- 12 초성운 외, 통신 서비스산업과 방송산업의 균형발전 방안 연구, 정보통신정책연구원, 2004, pp.133.
- 13 電波法施行令第2条(定義)の12に付加説明で追加。
- 14 放送法第2条(用語の定義)1の다項に付加説明で追加。

#### [参考文献]

- (1) 정상기, 과학기술과 법, 글누리, 2006.
- (2) 문종대 외, 미디어융합환경하의 바람직한 미디어 소유 및 겸영규제 정책방안, 방송위원회, 2007.

<sup>1</sup> 김창곤, 정보통신 서비스 정책, Jinhan M&B, 2004, pp.329.

<sup>2</sup> 이명호, 서무정, 통신·방송 융합에 따른 정책과제의 일고찰, 「정보통신정책 현안분석: 번호이동성, 서비스결합 및 융합, 규제」, 한국경제연구원, 2004, pp.175~177.

<sup>3</sup> 既存の偏方向視聴形態と違い、視聴者が双方向で視聴しようとする内容や視聴時間などに能動的に関 与することができ、インターネット接続などの提供を受けることができるニューメディアを備えてい る。

<sup>4</sup> デジタル TV 放送を視聴しながらインターネットに接続してサービスを利用することで狭識の双方向 TV 形態で見られる。

- (3) 이명호, 서무정, 통신·방송 융합에 따른 정책과제의 일고찰, 「정보통신정책 현안분석: 번호이동성, 서비스결합 및 융합, 규제」, 한국경제연구원, 2004.
- (4) 김창곤, 정보통신 서비스 정책, Jinhan M&B, 2004.
- (5) 김동욱, 통신·방송위원회 성격과 조직에 관한 탐색, 방송21, 방송위원회, 2001.4.
- (6) 초성운 외, 통신 서비스산업과 방송산업의 균형발전 방안 연구, 정보통신정책연구원, 2004.
- (7) 정보통신부, Broadband IT Korea 건설을 위한 광대역통합망 구축 기본계획, 2004.
- (8) 방송위원회, 방송개정법률안 설명자료, 방송위원회 법제부, 2003.
- (9) 정보통신정책연구원, 정보통신정책, 제14권15호 통권307호, 308호, 2002.
- (10) 하나로통신, Telecom TODAY, 제58호, 2003.3.

# The Improvement of Legal System for the Promotion of Korea's Broadcast-Communications Convergence Services

LEE Yoon Na

Depending on the development of science and technology, convergence service in a new form based on a combination of broadcasting and communications is being accelerated. At this point, it is fairly obvious which is governed by appropriate legislation being prepared to be taken.

Since 1995, Korea could become the world's leading IT powers began to install broadband Internet networks, and this brought the emergence of new converged services. Since then until now, despite a lot of effort it has took too much time to prepare legal system for the services, particularly in relation to broadcast-communications services. Even today, digital technology and services are developed at a rapid pace, so legal revision of the broadcast-communications keep the pace is difficult.

Korea is considering the G20 summit as a motivation and the progress for provide of legal system so far, should be enforced speed to complete the media law.